

# 【団員・保護者編】

令和2年3月26日

## 新型コロナウイルス感染対策に係るスポーツ少年団活動の留意事項について

坂井市教育委員会

当教育委員会では、児童の心身の健康維持を考慮し、4月1日からのスポーツ少年団活動を再開することとしました。しかし、感染症の拡大の防止に努めることは言うに及ばず、児童の安全確保を第一として、中学校の部活動と同様、活動には濃厚接触によるクラスター(集団感染)を防止し感染リスクを抑えることが求められます。

よって、下記のとおり、活動内容には当面の間一部制限を設けますので、ご理解とご協力をお願いします。あわせて、活動時の具体的な心構え等も掲載しますので、団員および保護者におかれましては十分な対策と配慮をいただきますようお願いします。

記

### 1. 活動の制限

4月1日から活動を再開とするが、当面の間は交流戦等の対外試合は自粛とする。

当面の間とは、現時点では期限を設けていません。今後は教育委員会において判断します。

### 2. 活動時的心構え等

1) スポ少への活動は団員、保護者の判断により自由な参加とする。

2) 団員は活動の前に自宅にて保護者の立会いのもと体温の測定ならびに症状の有無等の健康観察を行い、具合が悪い場合は参加を控えること。

3) 活動前後は、必ず手洗い、消毒等を行うこと。

4) ボール等練習用具も活動前後に水洗いや消毒を行うこと。

5) 活動会場への道中はマスクを着用すること。

6) 活動においては単位団の指導者に対し別途次の点について徹底しています。

①活動中は窓や出入口ドアを開放し十分な換気を確保すること。天候により常時換気ができない場合は30分から1時間毎にこまめな換気を実施すること。

②密集となる活動や近距離での会話は控え、狭い場所でのミーティングや着替え等はしないこと。

③屋外での活動であっても、屋内同様、密集となる活動や近い距離での会話や大声での発声も控えること。

④当面の間、レクレーションや懇親会等の不要不急の行事は中止や延期、縮小を検討すること。

⑤これまで活動を休止していたこともあり、団員の身体へ過度な負担が掛からないよう配慮すること。

坂井市教育委員会  
生涯学習スポーツ課  
電話 50-3162(直通)